

平成30年度NACCSプログラム変更要望一覧（平成29年度緊急対応案件）

No.	業務内容	業務コード	変更等事項	現行内容	変更等要望内容	効果	検討結果
H30-003	輸出入申告業務	IDA IDC EDA EDC MIC	営業所の利用者コードと通関士利用者コードの紐付け設定を見直しを行い、どの営業所の通関士であっても所属する営業所以外で実施されたIDA、EDAの通関士審査及び申告を可能となるよう希望いたします。	現行、通関士毎に付与されるNACCS利用者コードは、所属する営業所に紐づけされており、通関士が自己のNACCS利用者コードにて申告作業を行う場合、通関士コードと入力控え（IDA/EDA）に登録された営業所が同一でないと申告が行えない仕様となっている。	営業所及び通関士利用者コードの仕様について、以下の案を要望致します。 案1 現行仕様と同じく営業所の利用者コードと通関士利用者コードの紐づけ設定を残す場合には、どの営業所の通関士であっても所属する営業所以外で実施されたIDA、EDAの通関士審査及び申告業務を可能としていただきたい。 案2 現在、国内に設置している3か所の通関営業所で保持しているそれぞれの利用者コードを一つに纏め、その纏めた通関営業所の利用所コードと通関士の利用者コードを紐づける仕様としていただきたい。これにより、各営業所で実施したIDA・EDAを営業所の枠にとらわれず通関士審査及び申告が可能になると考える。	弊社では申告官署の自由化を踏まえ、国内に設置している東京、成田、関空3箇所の通関営業所に所属する通関士が営業所の枠にとらわれず、各営業所で実施されたIDA/EDAの審査及び申告業務を実施できることで、日々変化する貨物量に柔軟に対応し、遅延のない通関業務の推進が可能ではないかと期待している。	平成30年3月18日に対応済みです。 仕様変更の項番「6N-S-007/6N-A-003」
H30-004	輸出入申告許可書の荷主への配信	IDC EDC AMC KKC EEC EAC	以下の帳票データについて許可通知情報と同様に輸出入者に提供頂きたい。 ◎修正申告控情報 ◎更正通知書情報 ◎輸出許可内容変更通知 ◎輸出取止め再輸入許可通知情報 * ebMS処理方式対応頂きたい。	NACCSから受信する通関許可情報は商社各社の社内システムにオンラインorバッチ処理にて取り込まれ、営業システム・経理システムとの連携により一連の処理が実行されているが、当該修正データが適時に入手できず、また、システム処理が手入力となるため以下の問題が発生している。 ①業務効率の低下②入力ミスの発生③無用な社内組織間での調整作業の発生 ④保存データの完全性の不担保 また、修正データが適時に提供されないことから企業がガバナンス・コンプライアンスの観点の以下の問題がある。 ①荷主の認識しない修正が発生する余地がある。 ②修正データを手入力した社内営業部門が物流統括部門に連絡することなく当該修正処理を実施することがある。 ③社内保管データの完全性が失われる可能性がある。 ④修正件数が多い場合、社内規定上求められている申告毎の処理をではなく、イレギュラーな社内規定違反の一括処理をせざるを得ないケースが生じる。 更に、第6次NACCSから始まる輸出取止め再輸入手続きのシステム化により出力する「輸出取止め再輸入許可通知情報」についても、正確な輸出金額を把握する為に必要である。	以下の帳票データについて許可通知情報と同様に輸出入者に提供頂きたい。 ◎修正申告控情報 (AAD4711, SAD4711) ◎更正通知書情報 -更正通知情報 (AAD4811, SAD4811) ◎輸出許可内容変更通知 -輸出許可内容変更通知情報(簡易) (AAE4431) -輸出許可内容変更通知情報(書類) (AAE4441) -積戻し許可内容変更通知情報(簡易) (AAE4451) -積戻し許可内容変更通知情報(書類) (AAE4461) -特定輸出許可内容変更通知情報(簡易) (AAE4472) -特定輸出許可内容変更通知情報(書類) (AAE4482) -展示等積戻し許可内容変更通知情報(簡易) (AAE4491) -展示等積戻し許可内容変更通知情報(書類) (AAE4501) -輸出許可内容変更通知情報(輸出マニフェスト通関)(簡易) (AAE4991) -輸出許可内容変更通知情報(輸出マニフェスト通関)(書類) (AAE5001) -輸出許可内容変更通知情報(簡易) (SAE4431) -輸出許可内容変更通知情報(書類) (SAE4441) -積戻し許可内容変更通知情報(簡易) (SAE4451) -積戻し許可内容変更通知情報(書類) (SAE4461) -特定輸出許可内容変更通知情報(簡易) (SAE4471) -特定輸出許可内容変更通知情報(書類) (SAE4481) -展示等積戻し許可内容変更通知情報(簡易) (SAE4491) -展示等積戻し許可内容変更通知情報(書類) (SAE4501) ◎輸出取止め再輸入許可通知情報 -輸出取止め再輸入許可通知情報(大額) (AAE5430) -輸出取止め再輸入許可通知情報(少額) (AAE5440) -輸出取止め再輸入許可通知情報(輸出マニフェスト通関) (AAE5450) -輸出取止め再輸入許可通知情報(大額) (SAE5430) -輸出取止め再輸入許可通知情報(少額) (SAE5440) * ebMS処理方式対応頂きたい。 実現時期については年度始まりとなる2018年4月1日分データから提供していただきたい。	平成30年3月18日に対応済みです。 仕様変更の項番「6N-S-011/6N-A-006」	
H30-009			会計検査院提出用の区分について	“要提のみ”もしくは“要提・他法令等”どちらの場合でも、申告区分が1Yとなっている	要提のみで電子提出対象である場合MSXも不要となったが、1Yとなっているため区分での提出の有無を確認することが困難となっている(ただし紙での申告の場合には、要提用も含めて2部これまで通り提出が必要) 1Yは本来税関への書面提出が必要なものという区分の定義となっており、電子申請の場合と紙での申告の場合の条件の違いがあっても、それを含めて区分でわかるようにしていただきたい。	税関への必要書面の提出漏れを防ぐとともに、不要なものの提出を防止する。	平成30年3月18日に対応済みです。 仕様変更の項番「6N-S-009/6N-A-005」
H30-010	関税割当登録業務	TQA GEA	関税割当に係る数量管理手続の各種帳票データの輸入者への配信	「関税割当に係る数量管理手続」において、税関が実施する「関税割当証明書登録通知情報」「関税割当表落内容税関確認後訂正確認結果通知情報」および「関税割当表落内容確認結果通知情報」は、TQA実施者が通関業者の場合、輸入者に通知されない。仕様を輸入者にも通知する仕様に変更して貰いたい。	TQA実施者が通関業者の場合においても、以下の出力情報を輸入者に配信する仕様に変更して欲しい。 「関税割当証明書登録通知情報」(GAD110) 「関税割当表落内容税関確認後訂正確認結果通知情報」(GAD0130) 「関税割当表落内容確認結果通知情報」(GAD0270)		平成30年3月18日に対応済みです。 仕様変更の項番「6N-S-008/6N-A-004」
H30-024	輸入申告(税額が1欄で300万円を超える場合)	IDC	会計監査院用の提出書類が不要にも関わらず区分1Yの表示	会計監査院用の提出書類が不要にも関わらず区分1Yの表示	税額が1欄で300万円を超える輸入申告で区分1Yの表示を区分1と表示していただきたい	書類提出の要否の明確化	平成30年3月18日に対応済みです。 仕様変更の項番「6N-S-009/6N-A-005」

No.	業務内容	業務コード	変更等事項	現行内容	変更等要望内容	効果	検討結果
H30-031		MSX	申告添付登録MSX	1ファイル1MBの制限について	1ファイル1MBの制限を撤廃いただきたいです。枚数の多い、書類が多く1ファイル1MBの制限があると添付ファイルを複数に分割せざるを得ません。しかも、1ファイル1MBに収まるように書類をスキャンする際もスキャンしては容量を確認し、オーバーならさらに分割してと試行錯誤を重ねる必要がございます。現状、スキャンするのにかなりの時間と手間がかかっておりますので1ファイル1MBの制限撤廃を強く申し入れさせていただきます。	スムーズに書類のスキャンが出来れば現行の手間が省かれます。時間にして1/5以下にはなると思われます。よろしくお願ひします	平成30年1月1日に、1ファイル3MBまで添付できるよう対応済みです。
H30-047	貨物取扱登録	CHS	入力者の所属する税関と取扱保税蔵置場の管轄税関の入力者チェック	入力者の所属する税関と取扱保税蔵置場の管轄税関が異なる場合、CHS業務ができない。	入力者の所属する税関と取扱保税蔵置場の管轄税関のチェックを行わない。	管轄外税関に電子申請を行うことにより、自由化申告のメリットを享受できる。	平成30年1月21日に対応済みです。仕様変更の項番「6N-A-002」
H30-052	見本持出許可申請	MMA	入力者の所属する税関と蔵置場の管轄税関の入力者チェック	入力者の所属する税関と取扱保税蔵置場の管轄税関が異なる場合、MMA業務ができない。	入力者の所属する税関と取扱保税蔵置場の管轄税関のチェックを行わない。	管轄外税関に電子申請を行うことにより、自由化申告のメリットを享受できる。	平成30年1月21日に対応済みです。仕様変更の項番「6N-A-002」
H30-057	外航入港前統一申請 WPT 乗員上陸申請の乗換上陸			乗換上陸申請を行う時、乗組員情報に「船長」の情報が入らないとE1244のエラーが発生する。統一申請でアップロードした船長を含めた乗組員全員分の乗組員情報を付けてエラーは発生しない。しかし、入管には乗組員全員が乗換上陸を行うというデータが流れている。乗換上陸は必ずしも船長が必要としているのではないため、船長の情報が入らないと乗換上陸申請ができないのではシステム上、欠陥があると言えない。現状、NACCS申請は行えないので、マニュアル申請での対応しかとらざるを得ない。このままでは乗換上陸のNACCS上での運用に意味がない。	乗換上陸を申請する乗組員だけの乗組員情報入力欄を作成してほしい。	今のままでは、乗換上陸はNACCS申請が行えずマニュアル申請での対応となってしまいます。改善すれば、その問題点も解消できる。	平成29年10月26日に対応済みです。仕様変更の項番「6N-S-002」
H30-074	CSVファイルの入力項目	WPT WIT WOT	CSVファイルのCREW LISTにおける身分証明書有効期限欄に関して(WPT/WIT/WOT)	WPT/WIT/WOT業務において、申請上不要である場合においても身分証明書有効期限の入力が必須となっており、未入力だとエラーになる。	身分証明書有効期限が未入力状態で送信可能にして頂きたい。	不必要な業務の削減	平成30年3月18日に対応済みです。仕様変更の項番「6N-S-014」
H30-075	-	-	-	入港前統一申請(WPT)、停泊場所指定願の訂正で時間を延ばす訂正をすると乗組員総数など、入力不要な項目のエラーが出る。	エラーの理由がわからないのでご確認願ひします。	-	平成30年3月18日に対応済みです。仕様変更の項番「6N-S-015」
H30-077	-	-	-	内航メニューに外国人乗組員の乗員上陸許可申請がない為、内航資格中の日本客船では申請ができない。	以前のように業務メニュー「CRW」を復活させてほしい。それではあれば内航航でも入管申請が可能となる。	-	平成29年11月7日にプログラム変更を実施し、運用上の対処をしていただくことで対応済みです。
H30-080	-	VPX	錨地指定一覧	構内錨地申請について、旧NACCSまでは日時が被っても変更できていたが新NACCSになってからは日時が被っていると変更出来なくなっている。 (例) 20/1200-23/1200申請を21/1200-24/1200に時間が被っているため新NACCSでは変更不可。一旦時間を被らないように申請し、もう一度申請する必要がある。	時間が被っても変更可能に変更してもらいたい。	申請回数が減る。	平成29年10月26日に不具合対応として対応済みです。
H30-095	ACL情報登録(コンテナ船用) ACL情報登録(在来船・自動車船用)	ACL	ACL業務で積地、船舶コード、VOY NO、BOOKING NO.、船社コードを間違えたまま仮送信してしまうとその後の訂正がきかずACL11の1で一旦削除した後、再度ACLを登録しなければならぬ。しかも訂正の際にはBOOKING NO.に枝番を付けなくては送信が出来なくなるため、船社との間で混乱することが予想されます。キー項目訂正のしびりをなくして頂きたい。	ACL業務で積地、船舶コード、VOY NO、BOOKING NO.、船社コードを間違えたまま仮送信してしまうとその後の訂正がきかずACL11の1で一旦削除した後、再度ACLを登録しなければならぬ。しかも訂正の際にはBOOKING NO.に枝番を付けなければ送信が出来ない。	キー項目訂正のしびりをなくして欲しい。	ACL情報の訂正・変更が楽になる。	平成30年3月18日に対応済みです。仕様変更の項番「6N-S-010」
H30-096	貨物情報照会	ICG	現行で1枚出力だったのが2枚出力となっている	1枚出力	液体輸出入は2枚目不使用(空欄状態)なので1枚へ変更を希望	不要な用紙の削減	平成30年1月21日に対応済みです。仕様変更の項番「6N-S-005」
H30-107	ACL情報登録	ACL	ACL情報登録時のキー項目訂正	ACL業務で積地、船舶コード、VOY NO、BOOKING NO.、船社コードを間違えたまま仮送信してしまうとその後の訂正がきかずACL11の1で一旦削除した後、再度ACLを登録する必要がある。	第5次NACCSと同様に、訂正を可能とする。	事務量の削減	平成30年3月18日に対応済みです。仕様変更の項番「6N-S-010」
H30-109	貨物情報照会の帳票レイアウト	ICG	貨物情報照会の帳票レイアウト	貨物情報の帳票の2枚目の余白部分が90~98%程度	コンテナ本数の少ない貨物情報の帳票レイアウトを1枚に纏めていただきたい。	ペーパーレス化の実現。	平成30年1月21日に対応済みです。仕様変更の項番「6N-S-005」

No.	業務内容	業務コード	変更等事項	現行内容	変更等要望内容	効果	検討結果
H30-129	出力帳票：許可・承認貨物（輸入）情報	IDC GEA	SAD4311 輸入許可貨物情報の帳票レイアウト	SAD4311 輸入許可貨物情報 につきまして、前naccs では 1枚のみの受信でしたが、6次naccs から2枚の受信になっています。	2枚目の情報はコンテナNO の続きとなっておりますが、必要のない場合がほとんどで、出来れば 1枚に集約していただきたい。	経費削減（用紙の節約、コピー機費用の節約、インクの節約）	平成30年1月21日に対応済みです。 仕様変更の項番「6N-S-006」
H30-130	出力帳票：許可・承認貨物（輸入）情報	IDC GEA	「許可・承認等登録通知情報（輸入許可）」の電文印刷時に2枚に跨って印刷されています。	「許可・承認等登録通知情報（輸入許可）」の電文印刷時に2枚に跨って印刷されていますが、1枚にまとめて印刷されるようにプログラム修正を行って頂きたい。	「許可・承認等登録通知情報（輸入許可）」の電文印刷時に2枚に跨って印刷されてしまいますが、「許可・承認貨物（輸出）情報」同様に1枚に印刷されますよう、プログラム変更をお願い致します。（あるいは1枚にまとめて印刷されるような設定項目の追加でも構いません）現状は受信の度に2枚に渡り印刷されてしまいますため常に用紙が無駄になっています。（2枚目にはほぼコンテナNo. 記載が無く、2枚目は無駄に消費している状態です）用紙の費用的な問題もありませんし（無駄な用紙費用をNACCsセンターが負担して頂けるのか）、このご時世において地球資源を無駄に消費するというシステム的に恥ずべき仕様となっています。早急に御解決頂けますよう、ご検討の程、宜しくお願い致します。	用紙費用の削減及び地球環境負荷の低減	平成30年1月21日に対応済みです。 仕様変更の項番「6N-S-006」
H30-132	システム外搬入登録	BIB	システム外搬入の登録時における搬入日の期間制限	システム外搬入の登録可能期間である1年を超えている貨物については、マニュアルによるISW（再IS）となっている。	システム外搬入の登録可能期間を、撤廃する。	マニュアル申告の削減により電子化が推進されるとともに自由化申告の利用が可能となる。	平成29年10月19日に対応済みです。 仕様変更の項番「6N-S-001」